

JAバンク千葉を利用するほど各種手数料が無料に!!

JAバンク千葉 優遇プログラム

おトクに!!

振込も
入出金も

JAマイステージ



©よりぞう

優遇対象となった方について、翌月25日から翌々月24日まで

- 1 JAネットバンクでの振込手数料が最大3回まで無料!**
JAネットバンク上で振込手数料の発生する取引が対象です(他JA、他行宛等)。振込手数料が先方負担の場合は、優遇対象外となります。
- 2 提携ATM入出金手数料が、時間帯問わず最大5回まで無料!**
提携ATM(セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行)の入出金手数料が対象です。
※対象となる提携ATMはJAによって異なる場合がございます。詳しくは、本チラシ裏面をご覧ください。

① JAバンク千葉優遇プログラムって?

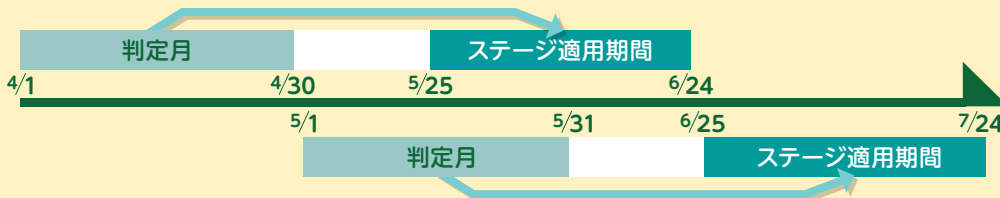
JAとのお取引内容に応じて、3段階のステージをご用意し、ステージに応じて各種手数料の優遇等を行うサービスです。

② 対象となる方は?お申込方法は?

個人のお客さまであればどなたでも対象になります。面倒な申込手続きは一切不要で、自動的に申込となります。申込費用・年会費等も一切かかりません。

③ 3段階のステージって?判定月や適用期間は?

- お客さまとJAとのお取引内容を毎月末時点でポイントに換算します。
- 合計得点に応じて、お客様ごとにステージ1、ステージ2、ステージ3の3段階のステージを設定させていただき、翌月25日~翌々月24日までの1か月間、ステージに応じて各種手数料の優遇を行います。



※対象取引や点数等の詳細は、本チラシ裏面をご覧ください。
※また、対象取引、点数、優遇内容はJAによって異なる場合がございます。

④ 自分のステージはどこでわかる?

▼ 下記のいずれかの方法でご確認いただけます。

JAネットバンクのログイン画面 **簡単! おすすめ!**

- 右記QRコードから新規申込、ログインいただくことでご自身のステージを確認いただくことができます。
- 新規申込の場合も、お手元にキャッシュカードがあれば、簡単に初回登録いただけます。
- JAマイステージにご加入のお客さま全員が「JAネットバンク振込手数料無料」の優遇をお受けいただけますので、この機会に是非お申込み・ご活用をお願いいたします。



提携ATM利用後のご利用明細

- 提携ATMで残高照会時(※)および入出金取引時に出力できるご利用明細で、残り回数・ステージをご確認いただけます。

※残高照会時のご利用明細は、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行のみご確認いただけます。

なお、ご自身のステージは、お取引のあるJA窓口でお尋ねいただくことでも確認いただけます。

お取引内容ごとのポイント

▼ 下記合計点によりお客さまのステージが決定いたします。

得点対象取引	取引内容(ポイント条件)	ポイント
給与振込	判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること	30
年金自動受取	一定期間内※に公的年金(農林年金、農業者年金、新国民年金・国民年金・厚生年金・共済年金等)として振込をお受け取りいただいていること ※農林年金、新国民年金、国民年金、厚生年金、共済年金、船員年金=判定月またはその前月 農業者年金=判定月またはその前月、前々月	30
販売代金自動受取	判定月に販売代金(米・農産物代金等)として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること	30
公共料金等自動支払	一定期間内に※電気・電話・ガス・水道・NHKの利用料金を各収納機関の定める口座振替依頼書で、当JAの口座からお支払いいただいていること(1項目につき5点) ※電気・ガス=判定月またはその前月 電話・水道=判定月またはその前月、前々月 NHK=判定月~その12か月前	5~25 (上限25)
JAカード利用	判定月またはその前月、前々月にJAカードをご利用され(ショッピングや年会費等)、その代金を当JAの口座からお支払いいただいていること	20
JAネットバンク	判定月にJAネットバンクをご契約いただいていること	5
通帳レス	判定月の月末時点で、通帳レス対象口座のうち当座性貯金を含んで1口座以上が通帳レスになっていること	5
組合員資格	判定月の月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること	30
	判定月の月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること または、当組合の正組合員の同居家族であること	25
貯金残高	当JA所定の貯金(当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金)を判定月の月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること(10万円ごとに1点)	1~50 (上限50)
ローン残高500万円以上	当JA所定のローン(住宅、リフォーム、マイカー、教育、カード、多目的、フリーローン等)を判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること	30
ローン残高500万円未満	当JA所定のローン(住宅、リフォーム、マイカー、教育、カード、多目的、フリーローン等)を判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること	20

ステージ別の優遇内容と回数※

優遇内容		ステージ1 (0点~50点)	ステージ2 (51点~100点)	ステージ3 (101点~)
1	JAネットバンク振込手数料無料 (他JA・他行宛)	1回	2回	3回
2	提携ATM入出金手数料無料 (セブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行)	-	3回	5回

※ステージ適用期間内の上限回数です。回数はお取引内容に応じて、適用期間ごとに更新されます。

留意点等(詳細は右記QRコードからも確認いただけます)

●記載のない年金等については、窓口でお問合せください。●公共料金は、収納機関によっては対象外となる場合もございます。●決済用貯金についてはポイント加算の対象となりません。●ローンの種類によっては、ローン残高に含まれないご融資もあります。●ご返済が遅れているローンの残高はポイント加算の対象となりません。●氏名・住所等に変更があったにもかかわらず、所定の変更手続きを行われていない場合、お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、サービス対象外となる場合があります。●金融情勢の変化などにより、当サービスの内容を予告なく変更・停止する場合があります。●同一項目内で複数契約がある場合は二重に集計されません。●記載のサービス内容は、2023年2月末時点のステージ判定により2023年3月25日から適用となります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

くわしくは、お近くのJA窓口までお問い合わせください。

常盤平支店 TEL. 047-387-7575 馬橋支店 TEL. 047-343-6800 八木支店 TEL. 04-7158-2211
 松戸南支店 TEL. 047-391-6138 鎌ヶ谷支店 TEL. 047-443-4010 十太夫支店 TEL. 04-7152-2211
 五香六美支店 TEL. 047-387-5115 小金支店 TEL. 047-341-4151 新川支店 TEL. 04-7152-3171
 松戸西支店 TEL. 047-341-5125 南流山支店 TEL. 04-7159-7111 運河支店 TEL. 04-7153-0121
 中央支店 TEL. 047-361-2207 流山支店 TEL. 04-7159-1001

※店舗統廃合について:誠に勝手ながら、運河支店は2024年7月19日(金)をもって営業を終了し、新川支店へ業務を引き継ぎます。

JAとうかつ中央
<http://www.ja-toukatsuchuo.or.jp/>

J Aバンク千葉優遇プログラム（J Aマイステージ）規定

1 内容

「J Aバンク千葉優遇プログラム（J Aマイステージ）」（以下「当サービス」といいます。）は、とうかつ中央農業協同組合（以下「当組合」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 対象

対象は当組合とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3 開始時期

当サービスは、当組合所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当組合所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 得点・ステージ

(1) サービス提供開始日の前月末日時点における当組合所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。

(2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、月間取引金額が5万円以上であること。	30
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	30
販売代金自動受取	販売代金（米・農産物代金等）として発信された5万円以上の振込みを受け取られていること。	30
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を口座振替にて自動支払されていること（1項目毎に5点ずつ付与します）。	5～25 (上限25)
J Aカード利用	一定期間内にJ Aカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	20
個人I B	判定基準月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。	5
通帳レス (1口座以上)	月末時点で通帳レス対象口座のうち、当座性貯金口座を含んで1口座以上が通帳レスとなっていること。	5
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	30
准組合員資格	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。	25
正組合員家族	月末時点で当組合の正組合員の同居家族であること。	25
准組合員家族	月末時点で当組合の准組合員の同居家族であること。	25
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1～50 (上限50)
投資信託残高	当組合所定の投資信託を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に1点ずつ付与します）。	1～50 (上限50)

借入金残高 500万円以上	当組合所定のお借入金(住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、カードローン、多目的ローン、フリーローン、農業資金、事業資金、生活資金、公共資金、近代化資金、その他資金、その他制度資金、農林公庫資金(転貸債権のみ))を月末時点で合計500万円以上利用されていること。	30
借入金残高 500万円未満	当組合所定のお借入金(住宅ローン、リフォームローン、マイカーローン、教育ローン、カードローン、多目的ローン、フリーローン、農業資金、事業資金、生活資金、公共資金、近代化資金、その他資金、その他制度資金、農林公庫資金(転貸債権のみ))を月末時点で合計500万円未満利用されていること。	20

(4) 金利・手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	51点以上	101点以上

5 優遇

(1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当組合所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。

(2) お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。

(3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
J A ネット バンク振込 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、J A ネットバンクで県内他J A 宛・県外他J A 宛・他行宛の振込を行った場合、ステージ別の優遇回数まで、振込手数料が無料となります。	1回 まで	2回 まで	3回 まで

提携ATM 入出金手数料 無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM(ローソン銀行、イーネット、セブン銀行、ゆうちょ銀行)で入出金取引を行った場合について、ステージ別の優遇回数までATM取引手数料が無料となります。	—	3回 まで	5回 まで
-----------------------	---	---	----------	----------

(注) 1 個人IB振込手数料無料について、振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。

2 ATM入出金手数料無料・個人IB振込手数料無料の対象口座は「当座一般、普通(一般・総合・営農)」となります。

6 本支店間の得点引継ぎ

(1) 支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスの得点を原則引継ぎます。ただし、変更後のお取引店に従来からお取引があり、変更後のお取引店で複数の顧客番号となる場合は、得点の合算を行いません。

(2) お客様のご都合でお取引店を変更される場合、得点の集計が出来なくなる場合または一定期間得点集計ができなくなる場合があります。

(3) 他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、サービス内容が引き継がれない場合があります。

7 変更・終了

(1) 当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容(得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等)を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

①お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合

②お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合

③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合

④契約者本人が亡くなった場合

⑤得点対象取引の有無、残高等が、当組合の責によらず確認できなかった場合

⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合

⑦その他当組合が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

8 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

2024年8月25日現在